

議 会 改 革 推 進 委 員 会
最 終 答 申

平成30年11月28日

小 田 原 市 議 会
議 会 改 革 推 進 委 員 会

議会改革推進委員会における検討の経過と結果

小田原市議会議長

加藤 仁 司 様

議会改革推進委員長

井 原 義 雄

本市議会は、議会機能の強化、効率的な議事運営等、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指し、諸課題について広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、平成30年6月4日に本委員会を設置した。

同日開催した委員会においては、議長から「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、「市民に分かりやすい議会」、「その他、議会改革に関すること」の諮問を受けた。

そこで、本委員会では、議長からの諮問事項を検討の対象とするとともに、各会派から諮問事項に即した議会改革の検討項目の提案を受け、その提案項目を検討するか否かについて協議することとした。

なお、検討するとされた項目については、必要に応じて所管する委員会等でその具体の実施方法の検討を行うこととした。

平成30年10月5日には、第1次答申とすべきとした項目の協議が終了したので、議長あて第1次答申を行った。

この度、全ての項目の協議が終了したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 検討項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 3 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
- 4 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- 5 議員定数の変遷及び近年における検討経緯・・・・・・・・ 44ページ
- 6 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46ページ

1 設 置 経 過

(1) 目 的

本市議会における「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行う「議会改革推進委員会」（以下「本委員会」という。）を設置する。

(2) 委 員

委員長	井	原	義	雄
副委員長	田	中	利	恵子
委員	鈴	木	敦	子
同	小	松	久	信
同	神	永	四	郎
同	武	松		忠
同	大	川		裕

(3) 設置期間

本委員会の設置期間は、平成30年6月4日から協議終了までとする。

(4) 所管事項

本委員会は、広く議員の意見を取りまとめ、以下の事項について議長に答申及び提言を行う。

ア 調査検討事項

- (ア) 議長から諮問された事項
- (イ) その他議会改革を推進するために必要な事項

(5) 実効性の確保

本委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申事項の実効性の確保に努めるものとする。

(6) 作業スケジュール

本委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

(7) 調査検討事項の委任

調査検討事項の具体的実施方法については、必要に応じ各委員会等へ委任することができるものとする。

(8) 調査検討事項の取りまとめ

- ア 調査検討開始から3か月後を目途に議長に対し、速やかに実施すべきもの、また、予算措置が必要なものなど、必要に応じて第1次答申を行うものとする。
- イ 平成31年2月までに、議長に対し第1次答申を含む最終的な取りまとめ結果を報告するものとする。

2 検討項目一覧

〔議長からの諮問事項〕

(1) 公正で市民に開かれた議会

- ア 議員定数
- イ 議員報酬
- ウ 政務活動費
- エ 議会基本条例

(2) 市民参加の機会の拡充

- ア 陳情審査基準

(3) 行政監視機能の強化

- ア 効率的な議会運営
 - (ア) 経営状況の報告
 - (イ) 災害時の専決処分
 - (ウ) 法第 121 条の出席要求の資料
 - (エ) 委員長報告に対する質疑の事前通知
 - (オ) 提案理由の説明等の省略
 - (カ) 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法
 - (キ) 議決事件の追加
 - (ク) 発言通告の取扱い
 - (ケ) 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定
 - (コ) 一般質問の 1 番目と最後の決め方
 - (サ) 委員会提出議案
 - (シ) 議員派遣
 - (ス) 現地査察(視察)における傍聴議員の取扱い
 - (セ) 議会選出の監査委員
 - (ソ) 協議又は調整の場の設定
 - (タ) 本会議、委員会の傍聴受付等
 - (チ) 防災服等の見直し
 - (ツ) 議員レターケースのファイル
 - (テ) 本会議場の映像配信・音響設備の改修

- (4) 市民に分かりやすい議会
 - ア 議長立候補者の所信表明演説
 - イ 委員会の公開
 - ウ 委員会資料の公開時期
 - エ 議会だよりの編集方針の変更

- (5) 上記のほか、議会改革に関すること

〔 会派からの提案項目 〕

- (1) 議案に対する議員間討議
- (2) タブレット端末の導入
- (3) 本会議場への大型モニターの設置
- (4) 子ども連れの傍聴
- (5) 本会議場の傍聴席のバリアフリー化
- (6) 会議資料及び事務連絡のペーパーレス化
- (7) 各会派室設置のパソコン・プリンターの見直し
- (8) 市議会事業継続計画（BCP）の策定
- (9) 議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化
- (10) 議会改革の進め方
- (11) 通年議会

3 開催状況

開催日	協議事項
(第1回) 平成30年6月4日	1 協議事項 (1) 委員長・副委員長の互選について (2) 座席の指定について (3) 今後の進め方について (4) 検討項目(会派提案)について (5) 次回の開催日程について
(第2回) 平成30年6月29日	1 協議事項 (1) 今後のスケジュールについて (2) 議長からの諮問事項について (3) 検討項目(会派提案)の決定について (4) 今後の開催日程について
(第3回) 平成30年7月18日	1 協議事項 (1) 第1次答申すべき検討項目について (2) 本委員会で協議を進める検討項目について ア 議員定数について イ 議員報酬について ウ 政務活動費について エ 議会基本条例について (3) 今後の開催日程について
(第4回) 平成30年8月10日	1 協議事項 (1) 本委員会で協議を進める検討項目における検討結果 (平成30年7月18日協議) (2) 本委員会で協議を進める検討項目について ア 議員定数について イ 政務活動費について (ア) ホームページで公開する書類について

	(イ) その他 (ガソリン代及び携帯電話代について) (3) 今後の開催日程について
(第5回) 平成30年8月29日	1 協議事項 (1) 本委員会で協議を進める検討項目における検討結果 (平成30年8月10日協議) (2) 本委員会で協議を進める検討項目について ア 議員定数について イ 政務活動費について (ア) その他 (ガソリン代及び携帯電話代について) (3) 今後の開催日程について
(第6回) 平成30年9月13日	1 協議事項 (1) 本委員会で協議を進める検討項目における検討結果 (平成30年8月29日協議) (2) 本委員会で協議を進める検討項目について ア 議員定数について (3) 第1次答申(案)について (4) 今後の開催日程について
(第7回) 平成30年10月5日	1 協議事項 (1) 第1次答申(案)について (2) 今後の開催日程について
(第8回) 平成30年11月28日	1 協議事項 (1) 最終答申(案)について

【第1回 議会改革推進委員会】

・この委員会では、委員長、副委員長の互選を行うとともに、議長が、本委員会への諮問事項及び委員会の活動の考え方についての説明を行った。

・諮問事項の1つである「議会だよりの編集方針の変更」については、速やかに、所管の委員会で、その具体の検討を行うべきとの考えから、議会広報広聴常任委員会で協議をすべきとの答申を議長あて提出することと決定した。

・次回から具体的な検討に入っていくに当たり、議長からの諮問事項について、どのよ

うな取扱いとしていくのか各会派の意見を聞くため、調査票を配付し、持ち帰りとした。

- ・各会派から提出された検討項目について、次回、協議すべきか否かについて決定するため、調査票を配付し、持ち帰りとした。

【第2回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、始めに、来年を予定している「最終答申」提出までのスケジュールについての確認を行った。
- ・議長からの諮問事項について、協議事項として取り上げるもの、現状どおりとするものに選別するとともに、必要に応じて所管の委員会等で具体の検討をすべきと議長あて答申すべきものについて協議を実施した。
- ・各会派から提出された検討項目について、協議事項として取り上げるもの、取り上げないものに選別するとともに、必要に応じて所管の委員会等で具体の検討をすべきと議長あて答申すべきものについて協議を実施した。
- ・今後も本委員会で協議を行っていくと決定した項目について、次回から具体の検討に入るため、各会派の意見を聞くため、調査票を配付し、持ち帰りとした。

【第3回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、始めに、議長からの諮問事項で協議事項としたもののうち、第1次答申すべきものについて、その選定を行った。
- ・会派から提案された項目で協議事項としたもののうち、第1次答申すべきものについて、その選定を行った。
- ・本委員会で協議を進めることとした検討項目である、「議員定数」、「議員報酬」、「政務活動費」、「議会基本条例」の4項目について、順次その取扱いについて協議を実施した。

【第4回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、始めに、前回（平成30年7月18日）の委員会で結論を出した検討項目について、その検討結果を委員会として確認した。
- ・前回（平成30年7月18日）の委員会で、各会派持ち帰りとなった検討項目である、「議員定数」、「政務活動費」におけるホームページで公開する書類及びガソリン代・携

帯電話代について、協議を実施した。

【第5回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、始めに、前回（平成30年8月10日）の委員会で結論を出した検討項目について、その検討結果を委員会として確認した。
- ・前回（平成30年8月10日）の委員会で、各会派持ち帰りとなった検討項目である、「議員定数」、「政務活動費」におけるガソリン代・携帯電話代について、協議を実施した。

【第6回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、始めに、前回（平成30年8月29日）の委員会で結論を出した検討項目について、その検討結果を委員会として確認した。
- ・前回（平成30年8月29日）の委員会で、各会派持ち帰りとなった検討項目である、「議員定数」について、協議を実施した。
- ・第1次答申（案）を正副委員長が作成し、次回の委員会までに各委員に提示することとした。

【第7回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、第1次答申（案）について協議を実施し、本委員会として第1次答申として決定した。

【第8回 議会改革推進委員会】

- ・この委員会では、最終答申（案）について協議を実施し、本委員会として最終答申として決定した。

4 検 討 結 果

(1) 議長からの諮問事項

ア 第1次答申すべき検討項目

- (ア) 議員定数 …… ①
- (イ) 議員報酬 …… ②
- (ウ) 政務活動費 …… ③
- (エ) 防災服等の見直し …… ④
- (オ) 本会議場の映像配信・音響設備の改修 …… ⑤
- (カ) 議会だよりの編集方針の変更 …… ⑥

イ 第1次答申以外の検討項目

- (ア) 議会基本条例 …… ⑦
- (イ) 法第121条の出席要求の資料 …… ⑧
- (ウ) 委員長報告に対する質疑の事前通知 …… ⑨
- (エ) 提案理由の説明等の省略 …… ⑩
- (オ) 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法 …… ⑪
- (カ) 議決事件の追加 …… ⑫
- (キ) 発言通告の取扱い …… ⑬
- (ク) 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)
における通告時間指定 …… ⑭
- (ケ) 協議又は調整の場の設定 …… ⑮
- (コ) 本会議、委員会の傍聴受付等 …… ⑯
- (サ) 議長立候補者の所信表明演説 …… ⑰
- (シ) 委員会の公開 …… ⑱

ウ 現状どおりとする検討項目

- (ア) 陳情審査基準
- (イ) 経営状況の報告
- (ウ) 災害時の専決処分
- (エ) 一般質問の1番目と最後の決め方
- (オ) 委員会提出議案
- (カ) 議員派遣
- (キ) 現地査察(視察)における傍聴議員の取扱い
- (ク) 議会選出の監査委員
- (ケ) 議員レターケースのファイル
- (コ) 委員会資料の公開時期

※ゴシック体が第1次答申すべき検討項目

(2) 会派からの提案項目

ア 第1次答申すべき検討項目

- (ア) タブレット端末の導入 …… ⑱
- (イ) 本会議場への大型モニターの設置 …… ⑳
- (ウ) 子ども連れの傍聴 …… ㉑

イ 第1次答申以外の検討項目

- (ア) 議案に対する議員間討議 …… ㉒
- (イ) 会議資料及び事務連絡のペーパーレス化 …… ㉓
- (ウ) 市議会事業継続計画（BCP）の策定 …… ㉔
- (エ) 議会事務局における政策立案（政策条例化）
サポート体制の強化 …… ㉕

ウ 検討項目から削除するもの

- (ア) 本会議場の傍聴席のバリアフリー化
- (イ) 各会派室設置のパソコン・プリンダーの見直し
- (ウ) 議会改革の進め方
- (エ) 通年議会

検討項目 ① 議員定数

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員定数については、地方自治法の改正により、人口で議員数の上限を定める法定上限数が撤廃され、各市の状況に応じて定数を決定することが可能となった。

議員定数は市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要があることから、議長から諮問されたものである。

議員定数の在り方については、平成22年に代表者会議で協議した結果、全会派一致で現状維持の28人とするよう「議員の定数の在り方に関する検討結果について」の報告書（平成22年11月報告）が議長あて提出された。

また、平成26年には、議会改革検討委員会を設置し、改めて議員定数について検討を行い、様々な視点から慎重に協議を実施した結果、定数は28人とすべきとの答申が議長あて提出され、現在に至っている。

このような経緯を踏まえ、再度、本市議会を取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮し、多角的な視点から検討することとした。

(2) 主な意見

(第3回委員会)

ア 住民代表機能の維持

<定数増・現状維持とする意見>

・平成26年8月6日開催された、第9回全国市議会議長会研究フォーラム in 岡山のパネルディスカッション「分権改革20年と地方議会のあり方」の中で、パネリストであった林宜嗣関西学院大学経済学部教授の資料を参考とすべきである。

この資料では、標準的な議員定数の計算式が明示されているが、市議会の維持、また、住民の意見を拾う、面積や人口規模などといったものを様々に加味しながら算出されている計算式であり、当該計算式が本市の現状に一番即していると考ええる。

計算式で本市議会議員の定数を計算すると、29.3人となるので、小田原市の人口に対して議員定数は30人というのが基本的な考え方となる。

現在、本市議会の定数は28人と、2人削減しているという形になるので、議員定数は、現状維持でよいと判断する。

・定数削減は、地域における少数意見を排除することになりかねない。したがって、議員定数は増やすべきである。

・住民代表機能を維持するという観点では、定数28人で充足していると考えることから、現状維持とすべきである。

<定数減とする意見>

・南足柄市との中心市のあり方に関する協議において、2市が合併した場合、議員定数は28人とする結論を出した。

しかし、合併を見送ったことにより、本来、小田原市と南足柄市を合わせた議員数を28人としたものよりも、少ない議員数になると考える。この考えに基づくと、定数は少なからず削減すべきである。

・議員定数を1人減らしても、住民代表機能を維持することは可能と判断している。したがって、定数は1人減らすべきである。

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

<定数増・現状維持とする意見>

・執行部に対する監視機能等の強化が求められている中で、安易に議員定数を減らすべきではないと考えている。

端的に議員を減らせばいいという考え方、また、議員定数の基本的な考え方として例えば少数精鋭とするか、大勢でボランティア的にとするか、様々な意見がある。基本的な部分として、議員の位置付けからスタートしなければいけないと考えている。

まずは、定数を削減する根拠をしっかりと固め、議員の資質、資格、位置付け、こういったものを明確にするべきである。

このような状況を踏まえると、現在の本市議会の状況であれば、議員定数は現状維持とすべきである。

・市民を代表し行政をチェックする機能を低下させないためにも、地方公共団体における議会権能の強化は重要であることから、定数削減は行うべきではない。

今まで以上に議会の役割が強められなければならない。

<定数減とする意見>

・過去に議員に欠員があり、実数として27人で議会運営を行っていたが、執行部に関する監視機能や政策提言機能が低下していたとは考えにくく、支障はなかったと判断している。したがって、定数1減の27人でよいと考える。

・定数を減らしても、執行部に対する監視機能・政策提言機能を強化することは可能である。

<その他の意見>

・過去、本市議会の定数が36人であった時代もあり、現在、28人まで削減している。削減実績等を今後も調査研究した上で、判断すべきである。

ウ これまでの削減実績

<定数増・現状維持とする意見>

・法定定数より常に定数引下げを行ってきたのが本市議会の経緯である。人口や面積を考慮すると、この経緯が適正であったのか疑問である。定数増を視野に入れて検討すべきであると考えます。

また、平成23年に地方自治法の法定定数の上限枠が撤廃となった。これについては一定の理解をしているが、撤廃されても定数についての考え方、つまり人口や面積を考慮するという点においては、変わらないというのが根本的な考え方である。

・削減実績という点において、議員定数の削減というものが、市民の市議会に対する不信感などを払拭する手段であってはならないと考えている。

少なからず手段の一つとして削減というのはあるのかもしれないが、削減することがすべてではなく、住民代表機能の維持等、様々なバランスの中で議員定数を判断していかなければならない。

<定数減とする意見>

・直近の定数削減を実施した平成19年から、現在まで定数28人できている。次期改選に向け、議員定数1人削減も有り得るのではないか。

・今後、人口が年間1200人～1500人ずつ減るとい推計になっている。

この先4年間このような状況であるので、5000人～6000人近く人口が減少するという状況を考慮すると、やはり平成31年度の改選に向けて、定数減が妥当ではないか。

<その他の意見>

・これまでの時代背景も参考になるとは思いますが、現在進んでいる少子高齢化・人口減少の中で、どのように定数というものを考えていくべきかが重要である。

単にこれまでの削減実績から、定数を増やす、減らすという問題では済まない。

エ 類似都市との比較による妥当性

<定数増・現状維持とする意見>

・日本の総人口が将来的には1億人を下回るとい予測があるにもかかわらず、国は人口を1億人に戻すため、現在、様々な補助金メニューなどを検討している。

最終的には人口減を抑止する政策、補助金行政を進めている。

本市としてこの問題にどう対処していくのかというときに、現在本市の置かれている状況からすると、議員定数を減らしてはならず現状維持が妥当であり、類似都市と比較しても現定数が適当であると考ええる。

・人口減少や他市との比較から判断すると、定数1人減というのは有り得るとは考えるところであるが、林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式にのっとりた場合、現状維持のほうが妥当ではないかとも考えられる。

やはり本市の地形であったり、面積であったりといところが含まれてくるので、様々な物理的な要因を考慮した中で判断すると、現状維持が妥当ではないか。

<定数減とする意見>

・類似都市との比較による妥当性の観点からすると、鎌倉市が人口約17万人で定数26人、茅ヶ崎市が約24万人で定数28人、平塚市が約26万人で定数

28人、これらを考慮した場合、約19万人の小田原市は27人が妥当なのではないかと考える。

・全国市議会議長会研究フォーラムでの標準的な議員定数の計算に目を通した。

これまでの経緯というのは、全国的には市町村合併が進展した結果、議員定数が比較的多くなっていたという経緯もあると認識している。

一方、合併がなかった神奈川県内を見てみると、定数と計算式の定数の差に着目すると、おおむねマイナスになっており、やはりマイナスの方向で進めるべきではないかと考える。

<その他の意見>

・基本的に、類似都市との比較による考え方、その現状から妥当性を導くというこのような考え方を否定するものではない、また、類似都市の現状とそれに対する本市の現状についても、一定評価している。

オ その他

<定数減とする意見>

・定数1減と考えるが、その根拠として、総務、厚生文教、建設経済の三つの常任委員会が、それぞれ委員が9人で27人、現在より1減ということでも十分成り立つのではないかと考える。

(第4回委員会)

ア 住民代表機能の維持

<定数減とする意見>

・人口減少を視野に入れると、やはり議員定数についても削減について議論する必要がある。

<その他の意見>

・人口と面積を基準にして定数を決めていくべきというのが基本である。この考え方に変わりはない。

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

・特になし

ウ これまでの削減実績

・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

<定数増・現状維持とする意見>

・茅ヶ崎市、平塚市といった、議員定数が本市と同数の28人である市の面積は、それぞれ35.70平方キロメートル、67.88平方キロメートルとなっている。

これに対し、本市は113.81平方キロメートルであり、面積が非常に広いことから、本市の議員定数は現状維持と考える。

<定数減とする意見>

・人口規模が類似する県内他市との比較から判断するには、議員定数を1人削減も有り得る。

オ その他

<定数増・現状維持とする意見>

・林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式に則り議員定数を判断と、現状維持の28人が妥当と考える。

・平成19年5月から平成23年4月の法定定数を参考にすると本市の議員定数は34人であった。しかし、本市の条例定数は28人とした経緯がある。法定上限数は撤廃されているが、この考え方をやはり重視していくべきではないかと考えている。

・林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式による、人口と定数と面積についての分析も、参考にしていきたいという考えがある。したがって、議員定数を増やすということになるが、1人から2人の増ということを考えている。

<定数減とする意見>

・会派の中では、議員定数を1人削減することを考える必要があるとの意見がある。

・林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式から判断すると、現在、本市の場合は定数29.3人に対し、本市の条例定数が28人、定数の差はマイナス1.3ということである。

政令市を除いた県内他市の定数の差を同様に算出して本市の差と比較すると、やはり定数削減もやむを得ないかという考えもある。しかし、会派としての統一見解は導き出せていないことから現在検討中であるが、定数削減もやむなしと判断する。

(第5回委員会)

[総合的な判断としての意見]

<定数増・現状維持とする意見>

・神奈川県内の類似都市でも面積要件が異なっている。平塚市は約67平方キロメートル、茅ヶ崎市は約3.5平方キロメートル、大和市は約27平方キロメートル。これに対し本市は約113平方キロメートルである。

林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式では、本市はマイナス1.3であるが、定数に小数点はないため、基本的には2人、面積要件も含めて判断して定数が減っているということである。この点はやはり認識する必要があると考える。

・国立社会保障・人口問題研究所が公表している2040年の本市の人口は、16万人弱である。これを考慮した場合、現段階で議員定数を減とするのは早計である。

<定数減とする意見>

・南足柄市との中心市の在り方に関する協議において、2市が合併した場合の議員定数を28人との結論としている。合併がなくなった今、本市だけで定数を考えた場合、少なからず削減すべきと考える。

また、林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式も視野に入れるべきではあるが、その計算方法から神奈川県内16市の状況を確認すると、

平均としてマイナス2.7になっている。本市の場合はマイナス1.3であるので、1人削減でよいのではないか。

以上、総合的な見地から定数は削減すべきである。

・南足柄市との合併が不調に終わったときに、合併した場合に議員定数を28人としたということを考慮すると、やはり議員定数は減らしていく方向が妥当であるということが結論である。

・県内類似都市で平塚市、茅ヶ崎市、大和市、厚木市、鎌倉市、秦野市とあり、特に平塚市、茅ヶ崎市、大和市、厚木市は約22万人から25万人強の人口があり、定数が28人、それから鎌倉市については人口約17万人で、定数が26人、秦野市は人口約16万5000人で定数24人ということで、将来的に本市も人口が減っていくという推測の中で、来期の改選に向けて定数を削減していくべきであり、県内類似都市と比較しても減らすべきであるとの結論である。

・今後、年間1000人前後の人口減少の傾向にある。ましてや4年に1度の改選時と、さらに先のことを視野に入れると、これは大きな定数減にもなる可能性もあることから、ここで定数を減らす方向でいくべきであるとの結論とした。

・林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式をもとにすると、類似の茅ヶ崎市、大和市、厚木市の定数と計算式の定数の差と、本市の差を比較するに、本市はマイナス1.3であるので、これは類似都市との関係も考慮すれば、定数削減はやむなしという結論である。

(第6回委員会)

[総合的な判断としての意見]

<定数増・現状維持とする意見>

・本市の人口、面積、林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式も考慮の上、定数増の考えに変わりはない。

<定数減とする意見>

・今まで、現状維持ということで、林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式を参考にしてきたが、多数の意見が定数削減ということである。

そこで、委員会参考資料として提出された、「議員定数が奇数の場合の影響に

ついて」を見たが、常任委員が10人、9人、9人ということで委員の1票の格差が常任委員会にあるということである。

定数1減で27人とすることで、各常任委員会委員を9人ずつ均等に割り振ることができ、委員会の1票の格差が是正されるということなので、これは定数1減もやむなしとの結論である。

(3) 検討結果

ア 本市議会議員の定数については、減らすべきである。(6会派)

イ 本市議会議員の定数については、増やすべきである。(1会派)

以上、答申には併記する。

検討項目 ② 議員報酬

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員報酬については、議員定数の在り方と関連し、議員定数と同様、市民の関心度が高いことから、本市議会としての考え方を示すためにも、議長から諮問されたものである。

議員報酬の在り方については、平成16年に小田原市特別職報酬等審議会からの答申を受け、小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の改正を行い、現在に至っている。

このような経緯を踏まえ、議員定数との比較による妥当性や、類似都市との比較による妥当性などの視点から検討することとした。

(2) 主な意見

(第3回委員会)

ア 議員定数との比較による妥当性

<現状維持とする意見>

・議員定数を1人削減した上で、議員報酬は現状維持とすべきである。

<その他の意見>

- ・特別職報酬等審議会において、議員定数削減と議員報酬との相関関係を考慮して判断すべきである。

イ 類似都市との比較による妥当性

<現状維持とする意見>

- ・県内他市と比較しても、妥当な報酬額である。
- ・他市との均衡を保っていると考ええる。

ウ その他

- ・特になし

(3) 検討結果

本市議会議員の報酬については、現状維持とすべきであるとの結論に至った。

検討項目 ③ 政務活動費

(1) 現在に至るまでの経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民の負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要があることから、議長から諮問されたものである。

また、会派からの検討項目の一つとして、「政務活動費のうちガソリン代、携帯電話代の上限の設定」及び「携帯電話の所有台数の設定」が提案され、政務活動費の検討項目の一つとして協議することとした。

(2) 支給額

ア 主な意見

(第3回委員会)

<現状維持とする意見>

・政務活動費は行政のチェック機能の重要な手段の一つであり、執行部の行財政運営を、年間78万円という費用できちんとチェックしている。議員は、行政の不明瞭な支出等に対してチェックをするために政務活動費を使用しており、不要となった政務活動費を返金する議員もいれば、身を切って調査活動を行っている議員もいる。これらを平均すると現在の支給額で本市議会としては妥当ではないかと考える。

・他市議会と比較した場合は、本市議会の政務活動費支給額は少し高い部分は確かにある。しかし、現状、使い切っている、または不足している場合もある。これは当然のことで、やるべき事を行うためには必要な費用であるという部分はあると判断する。したがって、削減する余地はあるとは考えるが、現状維持とする。

・すべての議員が現在の支給額を有効に使用していると考えている。よって現状維持とする。

・議員提出議案として政策的条例を作成するような場合、それなりの調査費用が必要となる。このような時に、最低限としても現状の支給額は必要になってくると考える。

<減らすとする意見>

・本市が、例えば合併した結果として財政を削減して節約するであるとか、また支所などを廃止して財政の負担を市民にも強いている点において、議会でもやはりそういった経費を削減するような方向性を示すべきではないか。

イ 検討結果

政務活動費の各議員の執行の状況については、多数の議員が規定の政務活動費以上の金額を支出しており、議員の実績から適切な額を適正に執行していると判断する。このため、支給額については、減らすべきとの意見もあったが、現状維持の月額6万5千円とすべきであるとの結論に至った。

(3) ホームページで公開する書類

ア 主な意見

(第3回委員会)

<現状維持とする意見>

・基本的に領収書等を公開していないというのであれば検討すべきであるが、現在でも閲覧希望者には閲覧できる環境を整えている。

したがって、ホームページで領収書、出納帳簿等を公開する必要性を感じない。

<公開対象を拡大とする意見>

・基本的にすべて書類は公開とすべきではないかと考える。政務活動費が何にどのように使用されたのかというのは、市民からするとなかなか見えにくいところである。したがって、それをはっきりとさせるということからも、ホームページでの公開対象を拡大したらどうかと考える。また、公開に当たっては、個人情報には消した上で公開すべきである。

(第4回委員会)

<現状維持とする意見>

・市議会事務局で領収書の閲覧が現在でも可能であるため、現状維持でよいと考える。

・現状の中で、収支報告書と同様の内容の資料を、全議員分一覧にしてホームページで公開しており、これがいわゆる目次のような役目を果たしている。

これ以上に政務活動費に興味のある方は、市議会事務局に来庁し閲覧していただくという方法、これがスマートなのではないかと考える。

<公開対象を拡大とする意見>

・領収書も市議会ホームページで公開する方向で、対象を拡大すべきである。

・政務活動費については、その使途等についていろいろと世間で話題になっている中で、やはり一歩でもホームページでの公開対象を拡大していくほうが、より市民には明らかとなり、そのことが市議会に対する信用度を増していくことにつながるのではないかと考える。

以上の理由から、公開できるところから対象を拡大していくという意見は変わらない。

・秦野市や大和市など、領収書を公開している市は県内に複数ある。こういったところが公開できて、本市は公開ができないのかということにもなってしまうと考える。

やはりそういうことを考慮すると、もう少し前向きに一步踏み出して、領収書をホームページで公開することについて議論すべきである。

・確かに市議会事務局まで来庁することで、領収書を閲覧することは可能であるが、興味があっても来庁できない方もいるかもしれない。このような場合、ホームページで公開していくということも、開かれた議会としてはありと考える。

イ 検討結果

収支報告書を表にした「収支一覧表」のみではなく、領収書もホームページで公開すべきとの意見もあったが、公開対象は、現状維持とすべきであるとの結論に至った。

ただし、今後、ホームページでの公開対象の拡大も視野に入れた上で、調査検討を行うべきである。

(4) 外部監査制度の導入

ア 主な意見

(第3回委員会)

<導入すべきとする意見>

・特になし

<導入しないとする意見>

・政務活動費については、市議会事務局職員が支出内容の確認を行っている。

現状では、十分に機能していると判断することから、市議会として外部監査制度を導入する必要はない。

また、包括外部監査制度については、地方自治法で設置の義務付けがされているのは中核市であり、施行時特例市から一般市になる本市が、改めて導入する必

要があるのかは疑問である。

イ 検討結果

本市議会として、外部監査制度は導入の必要はないとの結論に至った。

(5) 新聞やタウン誌等への記事掲載（記事掲載を控える期間の設定）

ア 主な意見

(第3回委員会)

<掲載期間を設定するとする意見>

- ・特になし

<掲載期間を設定しないとする意見>

- ・掲載記事の内容による。議員の活動報告であれば問題はない。したがって設定の必要はない。
- ・掲載期間を設定すれば良いという事ではないと考える。そもそも記事を掲載するか否かについては、議員個人の責任において行うものである。

イ 検討結果

本市議会として、新聞やタウン誌等への記事掲載を控える期間の設定はすべきではないとの結論に至った。

(6) ガソリン代、携帯電話代の上限の設定及び携帯電話の所有台数の設定

ア 主な意見

(第3回委員会)

<設定すべきとする意見>

- ・政務活動費におけるガソリン代、携帯電話代等は、月の使用料の半分という按分比で領収書を添付して報告している。

按分比自体は問題ないと考えるが、金額の上限については設定したほうが誤解を招かないのではないかと。

議会活動において、ガソリン代が膨大になるとは考えられないため、政務活動

費の対象となる金額として、上限が1万円と設定すべきと考える。また、携帯電話代についても個々の利用方法に差異はあるが、本人名義の1台のみで、上限を1万円とすべきではないか。

・携帯電話代について、上限を設定することはよいと考えるが、携帯電話とタブレット端末の2台を利用している議員もいることから、台数は2台とすべきである。

<設定すべきでないとする意見>

・特になし

(第4回委員会)

<設定すべきとする意見>

・ガソリン代について、過去に他市で突出した金額を政務活動費で使用していた議員がおり、問題となったのを確認している。このような事例もあることから、やはり無制限とするのは疑問を感じている。したがって、一定の上限は設定すべきである。

・上限を設定していない現在において、高額なガソリン代、携帯電話代に結果として政務活動費が使用されていた場合、市民等からの指摘に対して、説明責任が果たせるのか疑念がある。

・ガソリン代が監査請求の対象になったという事例も把握している。やはり高額になると、一般市民との認識の乖離という部分も出てくることから、現状のままというのはいかがかと考える。

<設定すべきでないとする意見>

・議員それぞれが様々な使途に政務活動費を充てている。また、それに対して報告書も提出している中で、特段ガソリン代、携帯電話代等に対し、金額的な制限を設定する必要はないのではないかと。

・携帯電話やタブレットの利用料金に対して、政務活動費として利用できる金額に上限を設定することで、政務活動が制限されるようなことが生じてしまう議員も出てくるのではないかと危惧している。

(第5回委員会)

- ・意見等は特になし

イ 検討結果

本市議会として、ガソリン代、携帯電話代の上限の設定及び携帯電話の所有台数の設定については、ガソリン代、携帯電話代は月額1万円を上限とし、携帯電話の名義は本人名義で1台とすべきとの結論に至った。

検討項目 ④ 防災服等の見直し

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員に支給されている防災服等は、災害発生時のほか、総合防災訓練等で着用しているが、相当年数の間、デザインの変更がないまま現在に至っている。

この間、執行部では平成29年度に理事者、部局長は新しいデザインの防災服等に、その他の職員は職員用ベストに更新している。

そこで、議会においても時代に即した機動性、実用性の高い防災服等に見直す必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、防災服等の見直しについて協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、代表者会議で行うべきと決定した。

これにより、代表者会議で本件について協議した結果、別紙2のとおり、防災服等についての協議結果が提出された。

代表者会議での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、県内他市の状況なども参考にし、機能性、実用性に優れた高強度の防災服等が必要であるとの考えから、防災服等を見直すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑤ 本会議場の映像配信・音響設備の改修

(1) 現在に至るまでの経緯等

本会議場の映像配信・音響設備については、本会議場のビデオカメラ、マイクロフォン、その他操作機器については、現状ではおおむね正常に作動しているが、導入から相当年数を経過し、これまでも不具合が生じていることから、さらなる不具合が発生する恐れがある。

また、部品が製造されていないため、修繕は不可能と判断される。

このような状況に鑑み、総合的な改修が必要と考えられることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、本会議場の映像配信・音響設備について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙3のとおり、本会議場の映像配信・音響設備についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、過剰な設備の必要はないが、いつ不具合を起こすかわからないという状況に鑑み、安定した議事運営が担保できるという範囲での改修は必要であるとの考えから、本会議場の映像配信・音響設備については、改修すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑥ 議会だよりの編集方針の変更

(1) 現在に至るまでの経緯等

議会だよりは、軽微な編集方針の変更は今までもあったものの、現在の編集方針になってから相当な年数が経過している。

そこで、今後、より多くの方に目を通していただけるような紙面構成となるよう、編集方針の変更を検討する必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月4日に開催された第1回の本委員会において、議会だよりの編集方針の変更について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会広報広聴常任委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会広報広聴常任委員会で本件について協議した結果、別紙4のとおり、議会だよりの編集方針の変更についての協議結果が提出された。

議会広報広聴常任委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、現在の議会だよりは文字数が多く、市民にとって分かりにくい内容になっていることから、レイアウトを変更するなど親しみやすいデザインにする必要があるとの考えから、これに則った編集方針に変更すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑦ 議会基本条例

(1) 現在に至るまでの経緯等

本条例は、平成25年4月1日に施行され、その後、平成26年12月に議会運営委員会で条例の見直しについて協議を実施した。

その際は、条例は現状どおりという結果になったが、以降、4年目を迎え、平成28年度に開催した「市議会シンポジウム」をはじめ、市民と議会の関わり方なども大きく変化してきている。

議会基本条例第7条第1項第1号には、議会報告会について規定されているが、市民との意見を交換する場合は、議会報告会として位置付けられていない。

また、同条例第9条第1項には、反問権について規定されている。

反問権とは、質問者に論点を明らかにするため、質問の趣旨を確認するほか、議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めるなどの権利を意味するが、本市議会では、質問の趣旨を確認する権利しか認めておらず、質問内容の「確認権」とすべきとも考えられる。

以上のことから、議会報告会の在り方（第7条第1項第1号）及び、反問権の規定（第9条第1項）について、見直しの必要性について協議すべきとの考えから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第3回委員会)

ア 議会報告会の在り方（第7条第1項第1号）

<条文は現状とする意見>

- ・議会報告会をきちんと実施していくということが大切である。その中で、市民との意見の交流を図るという部分を十分とっていきべきだと考えている。条文自体は現状のままでよいのではないか。
- ・条文は現状のままとし、議会報告会の運用面においては、市議会シンポジウム、意見交換会、いずれにおいても議会広報広聴常任委員会の中で運営すべきというのが考えである。
- ・条文は現状とし、議会報告会の解釈を変えたらどうか。
- ・条例は据え置き、あとは運用の部分になると思うが、議会報告会を所管する議会広報広聴常任委員会での議論になるのではないか。

<条文を改正するとする意見>

- ・第7条第1項第1号にある、「議会報告会」という文言を変更し、少し幅を持たせることはできないか。これにより、議会報告会開催時における議題の内容が広がると考える。
- ・現状の規定では、議会報告会の実施内容が「報告会」に限定されてしまうので、範囲を広げる意味でも、改正してはいかがか。

イ 反問権の規定（第9条第1項）

<条文は現状とする意見>

- ・現状どおり、執行部職員が議員に対して質問の趣旨を確認するのみでよいと考える。

<条文を改正するとする意見>

- ・反問権の規定を見直すに当たっては、一般質問等の通告制度を分かりやすくするなど、予め論点を明確にしておく必要はあると思うが、その上で、趣旨の確認に留まらず、執行部職員から議員の考え方に対する問い返し、いわゆる内容に関

する反問も許可してもよいのではないか。

(3) 検討結果

ア 議会報告会の在り方（第7条第1項第1号）

本市議会として、議会報告会の在り方について、議会基本条例の見直しの必要はないとの結論に至った。

ただし、議会報告会とは、幅広く広報広聴機能を有するものであることを明確化する必要があることから、議会報告会を所管事項とする議会広報広聴常任委員会において協議を実施し、「議会広報広聴常任委員会申合せ事項」の見直しを検討すべきである。

イ 反問権の規定（第9条第1項）

本市議会として、反問権の規定については、執行部職員から議員の考え方に対する問い返しを可とする意見もあったが、最終的には現状どおりとすることとし、議会基本条例の見直しの必要はないとの結論に至った。

検討項目 ⑧ 法第121条の出席要求の資料

(1) 現在に至るまでの経緯等

地方自治法では、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、市長等は議場に出席しなければならないとしている。本市議会では、市長等の説明補助者の出席について、議会運営委員会で事前に確認した上で、本会議場で出席者の資料を配付し、その旨の発言を議長が行っている。

しかしながら、事務の効率化の観点から、一定の見直しが必要であるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、法第121条の出席要求の資料について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、法第121条の出席要求の資料についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、県内近隣市においても、議会運営委員会の事前確認、本会議場での資料配付、議長の発言を全て実施している市はなく、本市としても、これらを実施する必要はないとの結論に至った。

ただし、議会運営委員会では「本会議への説明補助者出席」の報告は行うべきである。

検討項目 ⑨ 委員長報告に対する質疑の事前通知

(1) 現在に至るまでの経緯等

所管の常任委員会等で審査された議案や陳情については、本会議で委員長が経過及び結果を報告しているが、他の議員がその報告に対して質疑する場合、申合せ事項により質疑予定者が事前に委員長にその旨を申し出ることが陳情審査結果のみ規定されている。

しかしながら、陳情審査結果のみ事前に申し出ること限定する理由はなく、議案の審査結果についても同様の規定を設けるのか、協議の必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、委員長報告に対する質疑の事前通知について協議すべきとした上で、その具体的実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、委員長報告に対する質疑の事前通知についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、議案に対しても質疑の申し出を規定することで、滞りなく議事を進行することができることから、議案の審査結果報告についても申合せ事項に規定を設けるべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑩ 提案理由の説明等の省略

(1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会の慣例により、代表者全員、議会運営委員全員により提出された議員提出議案（条例、規則、意見書案）は提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することができるかとされている。

しかし、全員の賛成でなくても会議で提出すると合意されたものは、同様に提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することも考えられることから、この慣例を見直すかについて、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、提案理由の説明等の省略について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、提案理由の説明等の省略についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、現在の慣例のとおりとし、追加、変更等を行う必要はないとの結論に至った。

検討項目 ⑪ 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法

(1) 現在に至るまでの経緯等

3月定例会では、各会派の代表が行う代表質問、予算特別委員会の個別審査・総括質疑を実施しているが、質問・質疑の内容が重複することが多く、議事の効率化の観点から、それぞれの持ち時間や質問・質疑方法について協議を行う必要があると考えることから、検討することとした。

また、全国市議会議長会が定める標準会議規則では、議案関連質疑は「自己の意見は述べない」とあるが、最近では述べる状況が散見される。

小田原市議会会議規則ではその取り決めがないため、規定を設けるべきか、協議の必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、本会議、委員会の質問・質疑時間や方法について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙5のとおり、本会議、委員会の質問・質疑時間や方法についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、代表質問の内容については、施政方針に則る形で行うこととし、代表質問、予算特別委員会の質問・質疑時間については、内容が重複する実情はあるものの、現状維持とすべきであるとの結論に至った。

ただし、今後、議会運営委員会できちんと機を捉えて協議を行うべきである。

また、議案関連質疑における「自己の意見を述べないこと」については、小田原市議会会議規則に規定する必要はなく、議員個人の認識に任せるべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑫ 議決事件の追加

(1) 現在に至るまでの経緯等

地方自治法第96条第1項では、「条例を設け又は改廃すること」や「予算を定めること」のほか、議決すべき事件が定められているが、同条第2項では、それ以外の事件についても、条例により議決すべきものとして追加することが可能となっている。

法の改正により、まちづくりの基本的な理念や目標などを定める基本構想の策定義務がなくなり、現状では、市の重要な計画については議決案件ではない。このことから、各事業は予算議案を議決する形であり、計画内容の修正等は議員からの要望にとどまっている。

県内では14市が議決事件を条例で追加しており、本市においても議決事件を追加すべきか、協議の必要があると考えることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、議決事件の追加について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、議決事件の追加についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、県内他市においても、議決事件を追加している市が多い状況に鑑み、本市においても議決事件を追加すべきであるとの結論に至った。

なお、追加する事件については拙速に決定することなく、総合計画などを基本に今後も議会運営委員会において協議を重ねるべきである。

検討項目 ⑬ 発言通告の取扱い

(1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会の申合せでは、通告書提出後に別個の事項を追加又は訂正する場合は、先に提出された通告は一旦取り下げられ、新たに提出されたものとみなすと規定している。

しかしながら、発言通告の取下げがあると、提出番号に変更が生じ、質問順に大きな影響を与えることが想定される。

そこで、この申合せを見直すべきか、協議の必要があると考えることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、発言通告の取扱いについて協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、発言通告の取扱いについての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、発言

通告の訂正については、取下げ案件の対象外とすべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑭ 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定

(1) 現在に至るまでの経緯等

質問・質疑順番決定後の通告の提出時間については、代表質問は、本市議会の慣例により「通告順序の早い会派から順次提出している」と規定されており、総括質疑は、現在、議員の判断に任せている。そこで、通告受付事務の円滑化の観点から、通告の質問・質疑順が決定した時点で、提出時間も定めることについて、協議を行う必要があると考えることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、通告の提出は、現状のとおりとし、通告時間の指定の必要はないとの結論に至った。

検討項目 ⑮ 協議又は調整の場の設定

(1) 現在に至るまでの経緯等

地方自治法第100条第1項第12号により、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。とされている。

本市でも、法に基づかない任意の会議体が存在するが、これらの会議体を協議又

は調整を行うための場として位置付けることで議会活動が明確になるとともに、公務災害補償の対象にもなることから、その位置付けの必要性について、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、協議又は調整の場の設定について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙5のとおり、協議又は調整の場の設定についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、現在、任意で設置している会議体について、法的な位置付けが必要であるとの意見もあったが、会議体の性格などを総合的に判断した結果、協議又は調整の場の設定の必要はないとの結論に至った。

検討項目 ⑩ 本会議、委員会の傍聴受付等

(1) 現在に至るまでの経緯等

本会議、委員会の傍聴に関しては、一般傍聴者の受付の際に住所・氏名まで記載を求めているが、これらの記載を要さない市議会もあること、電子機器等の使用については、一般傍聴者は不可としているが、必要性があることを市民から求められていること、乳幼児連れの一般傍聴者については、配慮のため別室を設けたが、使用されていないこと、また帽子等携帯品に対する許可の是非等、協議すべき点があることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、本会議、委員会の傍聴受付等について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙5のとおり、本

会議、委員会の傍聴受付等についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、公的な会議の傍聴において、住所・氏名を記載することは必要最低限の個人情報の取扱いとして、今後も必要であるとの結論に至った。

電子機器等の使用については、現在でも会議中に一般傍聴席から携帯電話等の電子音が出て、議事進行の妨げとなる事例があることから、使用を許可するべきではないとの結論に至った。

乳幼児連れの一般傍聴者については、大規模な施設・設備改修が難しいことから、引き続き配慮のための別室の用意で対応すべきであるとの結論に至った。

また、帽子等携帯品に対する許可の是非については、これまでどおり体調管理を理由とする場合に限り、議長への申し出により許可すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑰ 議長立候補者の所信表明演説

(1) 現在に至るまでの経緯等

平成21年5月から所信表明演説を試行的に実施しているが、時間的にも試行期間がかなり経過していることから、本格実施に向けて協議を行うの必要があると考えることから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、議長立候補者の所信表明演説について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙5のとおり、議長立候補者の所信表明演説についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、試行的に実施してきた「議長選挙における所信表明演説」の規定を踏襲し、本格実施とすべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑱ 委員会の公開

(1) 現在に至るまでの経緯等

申合せでは、一般傍聴希望者に許可なく傍聴を認めているのは、常任委員会と特別委員会である。

しかしながら、法定の委員会としては議会運営委員会もあることから、これを申合せに追加するか、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、委員会の公開について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、委員会の公開についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、県内近隣市で、一般傍聴希望者に許可なく議会運営委員会の傍聴を認めている状況なども参考とし、議会運営委員会の傍聴については、一般傍聴希望者に許可なく傍聴を認めるべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑲ タブレット端末の導入

(1) 現在に至るまでの経緯等

議会が、執行部及び議会事務局と情報交換を行う手段の第一が、紙ベースの資料である。この総量は膨大であり、紙資源の無駄を省くという意味からも課題を抱えていた。

そこで、本議会においても先進市の事例を参考にしつつ、ペーパーレス化を図るためにもタブレット端末の導入を検討する必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、タブレット端末の導入について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙3のとおり、タブレット端末の導入についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、先進市を行政視察した際に得た情報を参考にし、執行部のタブレット端末導入の動きも視野に入れた上で、タブレット端末の導入については、将来的な導入に向けて検討すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑳ 本会議場への大型モニターの設置

(1) 現在に至るまでの経緯等

慣例により、議長の許可を得て演壇及び自席でパネルなど資料を使用し、一般質問を行うことが可能であるが、一般傍聴者やその他の議員が提示された資料を確認できない。また、そもそも議員が自席で質問する様子が傍聴席から確認できないという課題を抱えている。

そこで、本会議場の映像配信・音響設備の改修の協議と合わせ、大型モニターの設置についても、その必要性を検討すべきとのことから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、本会議場への大型モニターの設置について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙3のとおり、本会議場への大型モニターの設置についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、近年、大型モニターを設置している市議会が増加傾向にあり、一般傍聴者が議事進行をわかりやすく確認できるという視点からも、本会議場へ大型モニターを設置すべきで

あるとの結論に至った。

検討項目 ②① 子ども連れの傍聴

(1) 現在に至るまでの経緯等

他の市議会では、乳幼児の傍聴を制限しているところもあるが、本市議会傍聴規則では、そのような規定は設けておらず、本会議場や委員会室において、子どもの立ち歩きや、泣き出しなどが散見される。

現在、本会議場の映像がテレビモニターで確認できる別室や、委員会室の音声を聞くことができる別室を用意しているが、子ども連れの傍聴者の別室の利用はない状況である。

そこで、本会議場の映像配信・音響設備の改修の協議と併せ、一般傍聴とは区分けした子ども連れ傍聴者専用スペースが必要であるかについて、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、子ども連れ傍聴者専用スペースについて協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会では本件について協議した結果、別紙3のとおり、一般傍聴と区分けした子ども連れ傍聴者専用スペースについての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、限られた財政事情を考慮すると、本会議場の一般傍聴席の大規模な改修は難しく、また他市での子ども連れ傍聴者専用スペースの利用頻度は少ないことから、一般傍聴と区分けした子ども連れ傍聴者専用スペースについては、設置の必要はないとの結論に至った。

なお、委員会傍聴においては、音声のみではなく映像が確認できるモニターを委員会室の別室に設置すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ㉒ 議案に対する議員間討議

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員間討議については、平成28年2月15日の議会運営委員会において、①試行的に休憩中に行う。②対象とする議題（議案、請願・陳情、報告事項）は、正副委員長の判断に一任する。③現段階では詳細な運用は規定しない。と決定した。

争点となっている案件について、議員同士が意見を述べ合い議論を深める場について、再度整理の必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、議案に対する議員間討議について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、議会運営委員会で行うべきと決定した。

これにより、議会運営委員会で本件について協議した結果、別紙5のとおり、議案に対する議員間討議についての協議結果が提出された。

議会運営委員会での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、本市議会における議員間討議の経験は浅く、本格実施に向けては、今後、議員個人のスキルを高めていく必要があることから、現状どおり、試行的に休憩中に実施すべきであるとの結論に至った。

検討項目 ㉓ 会議資料及び事務連絡のペーパーレス化

本検討項目については、検討項目 ㉑ 「タブレット端末の導入」で検討することとなった。

検討項目 ㉔ 市議会事業継続計画（BCP）の策定

(1) 現在に至るまでの経緯等

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機

関、住民代表機関としての市議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に努めなければならないが、その際の機能維持のための体制について、協議の必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、市議会事業継続計画（BCP）の策定について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、代表者会議で行うべきと決定した。

これにより、代表者会議で本件について協議した結果、別紙2のとおり、市議会事業継続計画（BCP）の策定についての協議結果が提出された。

代表者会議での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、本市議会には「小田原市議会災害対策規程」があり、大規模災害等が発災した場合は、個々の議員は同規程に基づき対応することから、現段階においては、市議会独自の事業継続計画（BCP）を策定する必要はないとの結論に至った。

なお、市議会事務局は、平成27年12月策定の「小田原市業務継続計画（BCP）地震災害対策編」において本部直轄の市議会部として位置付けられており、業務面での執行部との連携体制が整備済みである。

検討項目 ㊦ 議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化

(1) 現在に至るまでの経緯等

地方分権時代において、自治体の政策形成の担い手は執行機関だけではなく、議会もその役割を果たすことが求められており、そのための政策立案（政策条例化）機能の強化が課題となっている。

議会の政策立案機能の強化に当たっては、議会と並走する議会事務局のサポート体制整備が不可欠であるため、政策法務に関する専門的知識を有する職員を議会事務局に配置することについて協議の必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 検討結果

平成30年6月29日に開催された第2回の本委員会において、議会事務局にお

ける政策立案（政策条例化）サポート体制の強化について協議すべきとした上で、その具体の実施方法等の検討については、代表者会議で行うべきと決定した。

これにより、代表者会議で本件について協議した結果、別紙2のとおり、議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化についての協議結果が提出された。

代表者会議での協議結果を踏まえ、本委員会として協議を行った結果、本市の議会事務局の規模を踏まえると、専門職員の配置は、他の事務局機能を圧迫する可能性もあることから、今後も議会事務局が執行部との連携を図りながら、議員のサポートを行うことが適当であるとの結論に至った。

5 議員定数の変遷及び近年における検討経緯

(単位：人)

選 出	法定定数 (法定上限数)	(減数条例による数) 条例定数
昭和16年3月～昭和46年4月	36	
昭和46年5月～昭和62年4月	40	(36)
昭和62年5月～平成3年4月	40	(32)
平成3年5月～平成7年4月	40	(32)
平成7年5月～平成11年4月①	40	(32)
平成11年5月～平成15年4月②	44	(32)
平成15年5月～平成19年4月③	(38)	30
平成19年5月～平成23年4月④	(34)	28
平成23年5月～平成27年4月	平成23年8月地方自治法の改正により法定上限数の撤廃	28
平成27年5月～平成31年4月		28

① 平成9年9月～10年9月の検討

- <検討の契機> 平成7年の国勢調査で20万人超により法定定数が40人から44人になったこと等
- <検討形態> 議員定数検討委員会を設置：5回開催
- <検討結果> 現状維持

② 平成13年9月～平成14年8月の検討

- <検討の契機> 平成15年からの法改正で法定定数44人が上限数38人になること
- <検討形態> 議員定数検討委員会を設置：8回開催
- <検討結果> 2人減
- <条例制定> 平成14年9月定例会に定数条例案2案(30人と32人)を上程
→ 30人案を可決
* 法改正により、これまでの減数条例ではなく新たに定数条例を制定

③ 平成17年8月～平成18年9月の検討

- <検討の契機> 平成17年の国勢調査で20万人を下回ることが予測され、法定上限数が34人になること等
- <検討形態> 議会改革検討委員会を設置：11回開催
- <検討結果> 2人減、現状維持の両論併記
- <条例制定> 平成18年12月定例会に条例改正案(2人減)を上程
→ 可否同数で議長裁決により可決

④ 平成22年6月～平成22年11月の検討

- <検討の契機> 平成23年4月の統一地方選に向けて
- <検討形態> 代表者会議：6回開催
- <検討結果> 現状維持の28人とする
- <条例制定> 現状維持のため改正はなし

⑤ 平成26年6月～平成27年1月の検討

- <検討の契機> 平成27年4月の統一地方選に向けて
<検討形態> 議会改革検討委員会を設置：9回開催
<検討結果> 現状維持の28人とする
<条例制定> 現状維持のため改正はなし

6 参考資料

<別紙参照>

- (1) 最終答申検討結果一覧・・・・・・・・・・別紙1
(2) 所管の委員会等からの検討結果の回答・・・・・・・・別紙2から別紙5



1 最終答申 検討結果一覧

検 討 項 目		結 果
(1) 議員定数	—	ア 本市議会議員の定数については、減らすべきである。(6会派) イ 本市議会議員の定数については、増やすべきである。(1会派) 以上、答申には併記する。
(2) 議員報酬	—	ア 本市議会議員の報酬については、現状維持とすべきであるとの結論に至った。
(3) 政務活動費	ア 支給額	(ア) 政務活動費の各議員の執行の状況については、多数の議員が規定の政務活動費以上の金額を支出しており、議員の実績から適切な額を適正に執行していると判断する。このため、支給額については、減らすべきとの意見もあったが、現状維持の月額6万5千円とすべきであるとの結論に至った。
	イ ホームページで公開する書類	(ア) 収支報告書を表にした「収支一覧表」のみではなく、領収書もホームページで公開すべきとの意見もあったが、公開対象は、現状維持とすべきであるとの結論に至った。 ただし、今後、ホームページでの公開対象の拡大も視野に入れた上で、調査検討を行うべきである。
	ウ 外部監査制度の導入	(ア) 本市議会として、外部監査制度は導入の必要はないとの結論に至った。

	エ 新聞やタウン誌等への記事掲載	(ア) 本市議会として、新聞やタウン誌等への記事掲載を控える期間の設定はすべきではないとの結論に至った。
	オ ガソリン代、携帯電話代の上限の設定及び携帯電話の所有台数の設定	(ア) 本市議会として、ガソリン代、携帯電話代の上限の設定及び携帯電話の所有台数の設定については、ガソリン代、携帯電話代は月額1万円を上限とし、携帯電話の名義は本人名義で1台とすべきとの結論に至った。
(4) 防災服等の見直し	—	ア 県内他市の状況なども参考にし、機能性、実用性に優れた高強度の防災服等が必要であるとの考えから、防災服等を見直すべきであるとの結論に至った。
(5) 本会議場の映像配信・音響設備の改修	—	ア 過剰な設備の必要はないが、いつ不具合を起こすかわからないという状況に鑑み、安定した議事運営が担保できるという範囲での改修は必要であるとの考えから、本会議場の映像配信・音響設備については、改修すべきであるとの結論に至った。
(6) 議会だよりの編集方針の変更	—	ア 現在の議会だよりは文字数が多く、市民にとって分かりにくい内容になっていることから、レイアウトを変更するなど親しみやすいデザインにする必要があるとの考えから、これに則った編集方針に変更すべきであるとの結論に至った。

<p>(7) 議会基本条例</p>	<p>ア 議会報告会の在り方</p>	<p>(ア) 議会基本条例の見直しの必要はないとの結論に至った。</p> <p>ただし、議会報告会とは、幅広く広報広聴機能を有するものであることを明確化する必要があることから、議会報告会を所管事項とする議会広報広聴常任委員会において協議を実施し、「議会広報広聴常任委員会申合せ事項」の見直しを検討すべきである。</p>
	<p>イ 反問権の規定</p>	<p>(ア) 執行部から議員の考え方に対する問い返しを可とする意見もあったが、最終的には現状どおりとすることとし、議会基本条例の見直しの必要はないとの結論に至った。</p>
<p>(8) 法第121条の出席要求の資料</p>	<p>—</p>	<p>ア 県内近隣市においても、議会運営委員会の事前確認、本会議場での資料配付、議長の発言を全て実施している市はなく、これらを実施する必要はないとの結論に至った。</p> <p>ただし、議会運営委員会では「本会議への説明補助者出席」の報告は行うべきである。</p>
<p>(9) 委員長報告に対する質疑の事前通知</p>	<p>—</p>	<p>ア 議案に対しても質疑の申し出を規定することで、滞りなく議事を進行することができることから、議案の審査結果報告についても申合せ事項に規定を設けるべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(10) 提案理由の説明等の省略</p>	<p>—</p>	<p>ア 現在の慣例のとおりとし、追加、変更等を行う必要はないとの結論に至った。</p>

<p>(11) 本会議、委員会の 質問・質疑時間や 方法</p>	<p>—</p>	<p>ア 代表質問の内容については、施政方針に 則る形で行うこととし、代表質問、予算特 別委員会の質問・質疑時間については、内 容が重複する実情はあるものの、現状維持 とすべきであるとの結論に至った。</p> <p>ただし、今後、議会運営委員会で機を捉 えて協議は行うべきである。</p> <p>また、議案関連質疑における「自己の意 見を述べないこと」については、小田原市 議会会議規則に規定する必要はなく、議員 個人の認識に任せるべきであるとの結論 に至った。</p>
<p>(12) 議決事件の追加</p>	<p>—</p>	<p>ア 県内他市においても、議決事件を追加し ている市が多い状況に鑑み、本市におい ても議決事件を追加すべきであるとの結論 に至った。</p> <p>なお、追加する事件については拙速に決 定することなく、総合計画などを基本に今 後も議会運営委委員会において協議を重 ねるべきである。</p>
<p>(13) 発言通告の取扱い</p>	<p>—</p>	<p>ア 発言通告の訂正については、取り下げ案 件の対象外とすべきであるとの結論に至 った。</p>
<p>(14) 質問順決定後(代 表質問、予特・決特 総括のみ)におけ る通告時間指定</p>	<p>—</p>	<p>ア 通告の提出は、現状のとおりとし、通告 時間の指定の必要はないとの結論に至っ た。</p>
<p>(15) 協議又は調整の場 の設定</p>	<p>—</p>	<p>ア 任意で設置している会議体について、法 的な位置づけが必要であるとの意見もあ ったが、会議体の性格などを総合的に判断 した結果、協議又は調整の場の設定の必要 はないとの結論に至った。</p>

<p>(16) 本会議、委員会の 傍聴受付等</p>	<p>—</p>	<p>ア 公的な会議の傍聴において、住所・氏名を記載することは必要最低限の個人情報の取扱いとして、今後も必要であるとの結論に至った。</p> <p>電子機器等の使用については、現在でも会議中に一般傍聴席から携帯電話等の電子音が出て、議事進行の妨げとなる事例があることから、使用を許可するべきではないとの結論に至った。</p> <p>乳幼児連れの一般傍聴者については、大規模な施設・設備改修が難しいことから、引き続き配慮のための別室の用意で対応すべきであるとの結論に至った。</p> <p>また、帽子等携帯品に対する許可の是非については、これまでどおり体調管理を理由とする場合に限り、議長への申し出により許可すべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(17) 議長立候補者の所 信表明演説</p>	<p>—</p>	<p>ア 試行的に実施してきた「議長選挙における所信表明演説」の規定を踏襲し、本格実施とすべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(18) 委員会の公開</p>	<p>—</p>	<p>ア 県内近隣市で、一般傍聴希望者に許可なく議会運営委員会の傍聴を認めている状況なども参考とし、議会運営委員会の傍聴については、一般傍聴希望者に許可なく傍聴を認めるべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(19) タブレット端末の 導入</p>	<p>—</p>	<p>ア 先進市を行政視察した際に得た情報を参考にし、執行部のタブレット端末導入の動きも視野に入れた上で、タブレット端末の導入については、将来的な導入に向けて検討すべきであるとの結論に至った。</p>

<p>(20) 本会議場への大型 モニターの設置</p>	<p>—</p>	<p>ア 近年、大型モニターを設置している市議会は増加傾向にあり、一般傍聴者が議事進行をわかりやすく確認できるという視点からも、本会議場への大型モニターについては、設置すべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(21) 子ども連れの傍聴</p>	<p>—</p>	<p>ア 限られた財政事情を考慮すると、本会議場の一般傍聴席の大規模な改修は難しく、また他市での子ども連れ傍聴者専用スペースの利用頻度は少ないことから、一般傍聴と分けした子ども連れ傍聴者専用スペースについては、設置の必要はないとの結論に至った。</p> <p>なお、委員会傍聴においては、音声のみではなく映像が確認できるモニターを委員会室の別室に設置すべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(22) 議案に対する議員 間討議</p>	<p>—</p>	<p>ア 本市議会における議員間討議の経験は浅く、本格実施に向けては、今後、議員個人のスキルを高めていく必要があることから、現状どおり、試行的に休憩中に実施すべきであるとの結論に至った。</p>
<p>(23) 会議資料及び事務 連絡のペーパーレ ス化</p>	<p>—</p>	<p>ア 本検討項目については、検討項目 ⑱「タブレット端末の導入」で検討することとなった。</p>
<p>(24) 市議会事業継続計 画（BCP）の策 定</p>	<p>—</p>	<p>ア 本市議会には「小田原市議会災害対策規程」があり、大規模災害等が発災した場合は、個々の議員は同規程に基づき対応することから、現段階においては、市議会独自の事業継続計画（BCP）を策定する必要はないとの結論に至った。</p> <p>なお、市議会事務局は、平成27年12月策定の「小田原市業務継続計画（BCP）」</p>

		地震災害対策編」において本部直轄の市議会部として位置づけられており、業務面での執行部との連携体制が整備済みである。
(25) 議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化	—	ア 本市の議会事務局の規模を踏まえると、専門職員の配置は、他の事務局機能を圧迫する可能性もあることから、今後も議会事務局が執行部との連携を図りながら、議員のサポートを行うことが適当であるとの結論に至った。

7



別紙 2

平成30年 9月14日

議会改革推進委員長 井原義雄様

議長 加藤仁司
(公印省略)

議会改革推進委員会における諮問事項について（報告）

平成30年6月29日付けで貴職から代表者会議で協議すべきとされた次の事項について、協議が整いましたので報告します。

1 防災服等の見直しについて

(1) 協議結果

貸与物品を見直すとともに、防災服等のデザインを変更する。

(2) 協議詳細

ア 貸与物品について

貸与物品は、防災服（男女兼用ブルゾン・男女別ズボン・男女兼用長袖シャツ（夏季用））、帽子、ベルト、ヘルメットとする。

なお、従前貸与していた防寒着及び安全靴は議員各自で用意することとし、腕章は廃止する。

イ 防災服等のデザインについて

防災服は、機能的かつ男女ともに着用しやすいデザインの製品を採用する。また、防災服は胸部及び背面に、帽子（アポロキャップ）は正面に「小田原市議会」等の文字入れをすることにより、市議会議員であることが容易に視認できるようにする。

ウ 見直しの時期

平成31年5月を予定する。

2 市議会業務継続計画（BCP）の策定について

(1) 協議結果

市議会業務継続計画（BCP）は策定しない。

(2) 協議詳細

本市議会には「小田原市議会災害対策規程」があり、大規模災害等が発災した場合は、個々の議員は同規程に基づき対応すること等から、現段階においては、市議会独自の業務継続計画（BCP）を策定する必要性は低いと判断する。

なお、市議会事務局は、平成27年12月策定の「小田原市業務継続計画（BCP）地震災害対策編」において本部直轄の市議会部として位置付けられており、業務面での執行部との連携体制が整備済みである。

3 議会事務局における政策立案（政策条例化）サポート体制の強化について

(1) 協議結果

現状維持とする。

(2) 協議詳細

本市の議会事務局の規模を踏まえると、専門職員の配置は、他の事務局機能を圧迫する可能性もあることから、今後も議会事務局が執行部との連携等を図りながら、議員のサポートを行うことが適当であると判断する。



平成30年 9月13日

議会改革推進委員長
井原 義雄 様

議長 加藤 仁 司
(公印省略)

議会改革推進委員会答申にかかる諮問事項について (回答)

平成30年6月29日付け提出された答申項目にかかる諮問事項及び検討項目については、次のとおりです。(平成30年9月28日回答期限分)

- 1 本会議場の映像配信・音響設備の改修について
本会議場の映像配信・音響設備の改修を行い、同時に、賛否者が確認できる電子投票機能及び出退表示機能を導入する。
なお、発言時間の秒数表示及び議席へのコンセント・USB端子の設置は、議場改修の全体予算を考慮した上で、検討する。
- 2 タブレット端末の導入について (会議資料及び事務連絡のペーパーレス化について)
タブレット端末は、会議資料のペーパーレス化だけでなく、常時端末で資料を閲覧でき利便性が向上すること及び機能を追加できる余地の大きいことなどから、その必要性は高いが、議会と執行部が一体となって、導入することが望ましいため、将来的な導入に向け、検討する。
- 3 本会議場への大型モニターの設置について
本会議場の大型モニターは、本会議場の映像配信・音響設備の改修と合わせて、設置する。
なお、本会議場に大型モニターを設置することは、議会を運営する上で、市民と議会がしっかりとこれを活用できることが重要であり、執行部席側と傍聴席側に設置が必要であるが、場所、台数及び大きさは、技術的な協議が必要で、具体的な段階で検討する。
- 4 子ども連れの傍聴について
本会議場内の子ども連れ傍聴施設は、子ども連れの傍聴の入場を制限する規則もなく、傍聴規則の守るべき事項と議長の発言で制止・退場ができること、別室でモニターによる傍聴ができること及び他市の専用施設の使用が少ないことなどから、設置しない。
なお、委員会の子ども連れ傍聴も制限されていないが、談話室での傍聴は音声のみとなることから、本会議場の映像配信・音響設備の改修と合わせて、映像も確認できる委員会傍聴用のモニターを設置する。



平成30年 9 月13日

議 長
加 藤 仁 司 様

議会運営委員長
佐々木 ナオミ
(公印省略)

議会改革推進委員会における諮問事項について (回答)

平成30年6月29日付けで貴職から本委員会に依頼された事項については、次のとおりです。(平成30年9月28日回答期限分)

1 本会議場の映像配信・音響設備の改修について

本会議場の映像配信・音響設備の改修を行い、同時に、賛否者が確認できる電子投票機能及び出退表示機能を導入する。

なお、発言時間の秒数表示及び議席へのコンセント・USB端子の設置は、議場改修の全体予算を考慮した上で、検討する。

2 タブレット端末の導入について (会議資料及び事務連絡のペーパーレス化について)

タブレット端末は、会議資料のペーパーレス化だけでなく、常時端末で資料を閲覧でき利便性が向上すること及び機能を追加できる余地の大きいことなどから、その必要性は高いが、議会と執行部が一体となって、導入することが望ましいため、将来的な導入に向け、検討する。

3 本会議場への大型モニターの設置について

本会議場の大型モニターは、本会議場の映像配信・音響設備の改修と合わせて、設置する。

なお、本会議場に大型モニターを設置することは、議会を運営する上で、市民と議会がしっかりとこれを活用できることが重要であり、執行部席側と傍聴席側に設置が必要であるが、場所、台数及び大きさは、技術的な協議が必要で、具体的な段階で検討する。

4 子ども連れの傍聴について

本会議場内の子ども連れ傍聴施設は、子ども連れの傍聴の入場を制限する規則もなく、傍聴規則の守るべき事項と議長の発言で制止・退場ができること、別室でモニターによる傍聴ができること及び他市の専用施設の使用が少ないことなどから、設置しない。

なお、委員会の子ども連れ傍聴も制限されていないが、談話室での傍聴は音声のみとなることから、本会議場の映像配信・音響設備の改修と合わせて、映像も確認できる委員会傍聴用のモニターを設置する。



平成30年 9 月 6 日

議会改革推進委員長
井原 義雄 様

議長 加藤 仁 司
(公印省略)

議会改革推進委員会答申にかかる諮問事項について (回答)

平成30年6月4日付け提出された答申項目にかかる諮問事項及び検討項目については、次のとおりです。(平成30年9月28日回答期限分)

現在の議会だよりは、すべての内容を均等に掲載していることから、文字数が多く、字も小さいものとなっている。また、議案の説明も難しい表現のまま掲載せざるを得ないなど、市民にとって読みにくく、分かりにくいものとなっているため、以下のとおり変更を行う。

- 1 議会だよりを手にとった市民が読みやすく、また、親しみやすいデザインとするため、全ページをフルカラー化としたうえで、文面、レイアウトについては、文字サイズは一回り大きくし、行間を広くとることとする。
- 2 レイアウト変更により文字数が減少する見込みであるため、情報公開のツールとしては、市議会ホームページを積極的に活用し、議会だよりの各ページにインターネットURLやQRコードを記載することとする。
- 3 一般質問、代表質問、個人質問者について、だれがどの質問をしたかが、市民に分かりやすく的確に伝わるように、顔写真を掲載することとする。



平成30年 9 月 6 日

小田原市議会議長
加藤 仁 司 様

議会広報広聴常任委員長
楊 隆 子
(公印省略)

議会改革推進委員会における諮問事項について(回答)

平成30年6月4日付けで貴職から本委員会に依頼された事項については、次のとおりです。(平成30年9月28日回答期限分)

現在の議会だよりは、すべての内容を均等に掲載していることから、文字数が多く、文字も小さいものとなっている。また、議案の説明も難しい表現のまま掲載せざるを得ないなど、市民にとって読みにくく、分かりにくいものとなっているため、以下のとおり変更を行う。

- 1 議会だよりを手にとった市民が読みやすく、また、親しみやすいデザインとするため、全ページをフルカラー化したうえで、文面、レイアウトについては、文字サイズは一回り大きくし、行間を広くとることとする。
- 2 レイアウト変更により文字数が減少する見込みであるため、情報公開のツールとしては、市議会ホームページを積極的に活用し、議会だよりの各ページにインターネットURLやQRコードを記載することとする。
- 3 一般質問、代表質問、個人質問者について、だれがどの質問をしたかが、市民に分かりやすく的確に伝わるように、顔写真を掲載することとする。



平成30年11月22日

議会改革推進委員長
井原義雄様

議長加藤仁司
(公印省略)

議会改革推進委員会における諮問事項について（回答）

平成30年6月29日付け提出された答申項目にかかる諮問事項及び検討項目については、次のとおりです。（平成30年12月28日回答期限分）

1 法第121条の出席要求の資料について

地方自治法第121条では、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないとしている。このことから法に規定されていない、本会議場での資料配付や議長の発言、また、議会運営委員会での出席者の協議は法定とはならない。さらに近隣他市でも、本市同様の取り扱いはされていないことから、本会議場での資料配付、議長の発言、議会運営委員会での協議は行わないこととし、議会運営委員会においては、「本会議への説明補助員出席」という形の報告を行う。

2 委員長報告に対する質疑の事前通知について

申合せ事項では、常任委員会の委員長報告において、陳情審査結果のみ、審査の経過と結果に対し、事前申し出により質疑を行えるとしている。そのため、議案等の常任委員会審査報告書に対する質疑は、事前申し出を必要としない。しかし、一方の報告のみ事前申し出を行う理由もなく、共に事前申し出を行ったとしても、特に、対応に苦慮することなく、スムーズな議事進行が図れることから、議案等の常任委員会審査結果についても、事前申し出を行い質疑できるものとし、これを申合せ事項に規定する。

3 提案理由の説明等の省略について

議会慣例では、代表者会議又は議会運営委員会の全員により提出された議員提出議案（条例、規則、意見書案）については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することができるとしている。しかし、現状において、特段の支障もないことから、さらなる、提案理由の説明等の省略については、追加・変更等を行わない。

4 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法について（議案関連質疑の方法含む）

(1) 代表質問のあり方について

3月定例会の代表質問、予算特別委員会の個別審査・総括質疑は、重複することが多く、議事の効率化のため、代表質問は、施政方針に則った形で行うこととする。なお、その後行われる予算特別委員会の個別審査・総括質疑と代表質問の内容が重複する実情はあるものの、答弁する者が異なることから、現状どおり重複は可能とする。

(2) 代表質問、予算特別委員会の総括質疑の時間等について

代表質問、予算特別委員会の総括質疑の時間等詳細については、上記(1)を踏まえて、引き続き検討をしていくこととする。

(3) 本会議の議案関連質疑における自己の意見について

本会議での議案関連質疑に自己の意見を述べないことは、再度議員各位に徹底することとするが、これを会議規則に規定する必要はない。

5 議決事件の追加について

議決事件の追加は、県内他市の多くが追加をしているが、市の重要な計画等については、現状、議決を要すことはなく、報告案件であり、意見は要望程度に留まる。これを議決事件とすることで、しっかりとした議論が行われ、議会としての意見も反映できるようになるが、追加する具体的な議決事件については、今後さらなる議論を重ねる必要がある。

6 発言通告の取扱いについて

申合せ事項では、通告書提出後、別個の事項を追加又は訂正する場合は、一旦通告を取り下げ、新たに提出されるものとみなすと規定しているが、現状、発言通告を通告後に修正する場合は、都度判断をし、多少の変更であれば取り下げはしていない。そこで、取り下げをすることで生じる影響を考えると、現状どおり、発言通告の訂正であっても、取り下げ案件とせず、その場で訂正し、通告順を変更する必要はない。

7 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定について

議会慣例では、代表質問の通告は、通告順位の早い会派から順次提出していると規定しているものの、通告の提出が遅くなるケースが見受けられ、後から質問・質疑を行う会派が内容を被らないようにすることが困難となり、通告の提出が滞ることがある。現状は議員の判断に任せているが、再度徹底することで、質問順決定後の通告時間を指定する必要はない。

8 協議又は調整の場の設定について

地方自治法第100条第1項第12号では、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整の場を設けることができるとされているが、現状、代表者会議や全員協議会等は、法に基づいていない会議としている。代表者会議や全員協議会等において、説明責任の不足や、会議の透明化が図れないということは解消できるものの、会議の性格を鑑みると、協議又は調整の場として設定する必要はない。

9 本会議、委員会の傍聴受付等について

一般傍聴者の受付は、住所氏名の記載を求めているが、個人情報の取り扱いの観点から必要以上の情報を集めることは要しないとの意見もあったが、住所氏名の記載は、傍聴する上での必要最低限の情報に過ぎないため、現状どおり傍聴受付簿へ住所氏名の記載を求める必要がある。

また、一般傍聴者の電子機器の使用は、一般傍聴席から携帯電話等の携帯電話等の電子音が出て、議事進行の妨げになる事例もあることから、持ち込みは現状どおり許可しない。なお、その他規則については、現状どおりとし、帽子等の携帯品目は、健康上の理由等であれば、申し出によりこれを許可する。

10 議長立候補者の所信表明演説について

「議長選挙における所信表明演説」の規定では、議長立候補者の所信表明演説について、試行的にこれを実施するものとして、現在に至るものの、試行開始からかなりの年月が経過しているが、特段問題もないため、具体的な実施方法について、追加変更をす

る必要もなく、規定はこのままで、これを本格実施とする。

11 委員会の公開について

申合せ事項では、常任委員会及び特別委員会については、傍聴希望者にこれを公開するとしているが、議会運営委員会は、会議の冒頭に諮った上で、傍聴を許可する、許可制としていた。しかし、近隣他市の状況や法定の委員会と位置づけていることから、一般傍聴者への傍聴を許可なく認める。

12 議案に対する議員間討議について

議員間討議は、試行的に休憩中に行うものと規定し運用してきたが、本市議会における議員間討議の経験は浅く、本格実施に向けては、議員個人のスキルを向上させる必要もあり、現時点で本格実施をしても、自由討議となってしまうことも考えられ、現状どおり、試行的に休憩中に実施とする。



平成30年11月22日

議長
加藤 仁 司 様

議会運営委員長
佐々木 ナオミ
(公印省略)

議会改革推進委員会における諮問事項について (回答)

平成30年6月29日付けで貴職から本委員会に依頼された事項については、次のとおりです。(平成30年12月28日回答期限分)

1 法第121条の出席要求の資料について

地方自治法第121条では、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないとしている。このことから法に規定されていない、本会議場での資料配付や議長の発言、また、議会運営委員会での出席者の協議は法定とはならない。さらに近隣他市でも、本市同様の取り扱いはされていないことから、本会議場での資料配付、議長の発言、議会運営委員会での協議は行わないこととし、議会運営委員会においては、「本会議への説明補助員出席」という形の報告を行う。

2 委員長報告に対する質疑の事前通知について

申合せ事項では、常任委員会の委員長報告において、陳情審査結果のみ、審査の経過と結果に対し、事前申し出により質疑を行えるとしている。そのため、議案等の常任委員会審査報告書に対する質疑は、事前申し出を必要としない。しかし、一方の報告のみ事前申し出を行う理由もなく、共に事前申し出を行ったとしても、特に、対応に苦慮することなく、スムーズな議事進行が図れることから、議案等の常任委員会審査結果についても、事前申し出を行い質疑できるものとし、これを申合せ事項に規定する。

3 提案理由の説明等の省略について

議会慣例では、代表者会議又は議会運営委員会の全員により提出された議員提出議案(条例、規則、意見書案)については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することができるとしている。しかし、現状において、特段の支障もないことから、さらなる、提案理由の説明等の省略については、追加・変更等を行わない。

4 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法について(議案関連質疑の方法含む)

(1) 代表質問のあり方について

3月定例会の代表質問、予算特別委員会の個別審査・総括質疑は、重複することが多く、議事の効率化のため、代表質問は、施政方針に則った形で行うこととする。なお、その後行われる予算特別委員会の個別審査・総括質疑と代表質問の内容が重複する実情はあるものの、答弁する者が異なることから、現状どおり重複は可能とする。

(2) 代表質問、予算特別委員会の総括質疑の時間等について

代表質問、予算特別委員会の総括質疑の時間等詳細については、上記(1)を踏まえて、

引き続き検討をしていくこととする。

(3) 本会議の議案関連質疑における自己の意見について

本会議での議案関連質疑に自己の意見を述べないことは、再度議員各位に徹底することとするが、これを会議規則に規定する必要はない。

5 議決事件の追加について

議決事件の追加は、県内他市の多くが追加をしているが、市の重要な計画等については、現状、議決を要すことはなく、報告案件であり、意見は要望程度に留まる。これを議決事件とすることで、しっかりとした議論が行われ、議会としての意見も反映できるようになるが、追加する具体的な議決事件については、今後さらなる議論を重ねる必要がある。

6 発言通告の取扱いについて

申合せ事項では、通告書提出後、別個の事項を追加又は訂正する場合は、一旦通告を取り下げ、新たに提出されるものとみなすと規定しているが、現状、発言通告を通告後に修正する場合は、都度判断をし、多少の変更であれば取り下げはしていない。そこで、取り下げをすることで生じる影響を考えると、現状どおり、発言通告の訂正であっても、取り下げ案件とせず、その場で訂正し、通告順を変更する必要はない。

7 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定について

議会慣例では、代表質問の通告は、通告順位の早い会派から順次提出していると規定しているものの、通告の提出が遅くなるケースが見受けられ、後から質問・質疑を行う会派が内容を被らないようにすることが困難となり、通告の提出が滞ることがある。現状は議員の判断に任せているが、再度徹底することで、質問順決定後の通告時間を指定する必要はない。

8 協議又は調整の場の設定について

地方自治法第100条第1項第12号では、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整の場を設けることができるとされているが、現状、代表者会議や全員協議会等は、法に基づいていない会議としている。代表者会議や全員協議会等において、説明責任の不足や、会議の透明化が図れないということは解消できるものの、会議の性格を鑑みると、協議又は調整の場として設定する必要はない。

9 本会議、委員会の傍聴受付等について

一般傍聴者の受付は、住所氏名の記載を求めているが、個人情報の取り扱いの観点から必要以上の情報を集めることは要しないとの意見もあったが、住所氏名の記載は、傍聴する上での必要最低限の情報に過ぎないため、現状どおり傍聴受付簿へ住所氏名の記載を求める必要がある。

また、一般傍聴者の電子機器の使用は、一般傍聴席から携帯電話等の携帯電話等の電子音が出て、議事進行の妨げになる事例もあることから、持ち込みは現状どおり許可しない。なお、その他規則については、現状どおりとし、帽子等の携帯品目は、健康上の理由等であれば、申し出によりこれを許可する。

10 議長立候補者の所信表明演説について

「議長選挙における所信表明演説」の規定では、議長立候補者の所信表明演説について、試行的にこれを実施するものとして、現在に至るものの、試行開始からかなりの年

月が経過しているが、特段問題もないため、具体的な実施方法について、追加変更をする必要もなく、規定はこのままで、これを本格実施とする。

11 委員会の公開について

申合せ事項では、常任委員会及び特別委員会については、傍聴希望者にこれを公開するとしているが、議会運営委員会は、会議の冒頭に諮った上で、傍聴を許可する、許可制としていた。しかし、近隣他市の状況や法定の委員会と位置づけていることから、一般傍聴者への傍聴を許可なく認める。

12 議案に対する議員間討議について

議員間討議は、試行的に休憩中に行うものと規定し運用してきたが、本市議会における議員間討議の経験は浅く、本格実施に向けては、議員個人のスキルを向上させる必要もあり、現時点で本格実施をしても、自由討議となってしまうことも考えられ、現状どおり、試行的に休憩中に実施とする。



小田原市議会事務局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1761

FAX 0465-33-1760